

## 技能労務職の給与等の見直しに向けた取組方針

### 1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間データ

区分	公務員				民間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
自動車運転手	34.3 歳	2 人	* 円	* 円	乗用自動車運転者 (タクシー運転者除く)	62.4 歳	205,300 円
用務員	58.9 歳	1 人	* 円	* 円	他に分類されない 運搬・清掃・包装等従事者	49.1 歳	236,600 円
その他	30.1 歳	1 人	* 円	* 円	—	—	—
企業職	50.8 歳	4 人	285,775 円	329,550 円	—	—	—

\*民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

(平成31年～令和3年の3ヵ年平均)

\*「平均給料月額」とは令和4年4月1日現在における各種ごとの職員の基本給料の平均である。

\*「平均給与月額」とは給料月額と毎月支払われる扶養手当、住宅手当などの諸手当の額を合計したものである。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
自動車運転手		1						1				
用務員											1	
その他				1								
企業職								1	1	1	1	

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)を適用

イ 昇給基準

毎年1月1日に4号給(57歳を超える職員については2号給)を基本に昇給する。

### 2 取組の基本的な方針

技能労務職については、退職者補充の新規採用を行わず、会計年度任用職員で対応していく。

### 3 具体的な取組内容

退職者不補充の基本方針により、今後は事務内容の見直し、業務の民間委託等を推進していく。